重要なお知らせ

令和５年１１月１７日

地域薬剤師会会長　各位

一般社団法人大阪府薬剤師会

会 長　　乾　　英　夫

　平素は本会会務にご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和２年度から実施されました下記の補助金に係る消費税等の仕入控除税額の

報告書について、いずれも提出期限を既に超過しておりますが、補助金の交付を受けた

全ての事業所において報告が必要となりますので、お知らせいたします。

貴会会員への周知にご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

**【大阪府への提出分】**

１）**｢令和２年度大阪府感染拡大防止等支援事業補助金(薬局：上限70万円)｣**に係る

消費税等の仕入控除税額の報告について

**本補助金の交付を受けたすべての事業者において報告が必要です。**

（消費税等の申告義務がない場合でも報告が必要です。）

こちらからご確認下さい。

https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/2019ncov/shiennkinn27.html

※提出期限を既に超過していますが、随時報告は可能です。

ただし、令和6年1月末頃までの報告期限となる文書が、令和6年1月中旬に

発出される予定です。未提出の事業所におかれましては、早急にご対応下さい

ますようお願いいたします。

　　※本報告のご不明な点については、下記へお問い合わせ下さい。

〒540-8570　　大阪市中央区大手前2丁目

　大阪府健康医療部 保健医療室感染症対策支援課 支援企画グループ

　支援金（仕入控除）担当　TEL　06-4397-3539

※利用者登録、ログイン等システムの操作方法のご不明な点については

　下記へお問い合わせ下さい。

府民お問合せセンター（大阪府行政オンラインシステムヘルプデスク）

TEL　06-6910-8001　受付時間　午前9時から午後6時まで

※仕入控除の制度については、当該デスクはお答えできません。

**【厚生労働省への提出分】**

２）｢令和２年度から３年度にかけて新型コロナウイルス感染症に係る補助金｣に係る消費税等の仕入控除税額の報告について

**下記の①～③の本補助金の交付を受けたすべての事業者において報告が必要です。**

（消費税等の申告義務がない場合でも報告が必要です。）

①**「令和２年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」(20万円)** に係る消費税等の仕入控除税額の報告について

こちらからご確認下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_16443.html

②**「令和３年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」(20万円)** に係る消費税等の仕入控除税額の報告について

こちらからご確認下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_17941.html

③**「令和３年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」(6万円)** に

係る消費税等の仕入控除税額の報告について

こちらからご確認下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_21485.html

※①～③について提出期限は既に超過しておりますが、令和5年12月20日〈水〉

までにご提出下さい。

※本報告のご不明な点については、下記へお問い合わせ下さい。

厚生労働省医療提供体制支援補助金事務局

（仕入控除税額報告書に関する問い合わせ）

　TEL　050-3496-0210　　受付時間　平日午前9時から午後5時30分

※消費税の確定申告や仕入控除税額の内容について、詳しくは

税理士・所轄の税務署等にお尋ねください。